

Information
お知らせ

日曜日に区役所を臨時開庁します

引越し等の手続きのために多くの方が区役所を利用される年度初めの日曜日に区役所を開庁し、転入・転出に関わる窓口業務を行います。

日時／3月26日(日)、4月2日(日)
9時～17時30分

主な取扱業務

- ・出生・婚姻などの戸籍の届出
 - ・転入・転出などの届出
 - ・印鑑登録、戸籍謄抄本・住民票の写しなどの証明書の発行
 - ・外国人の住居地変更の手続き
 - ・小・中学校の就学手続き
 - ・転入・転出など住民異動にともなう主な手続き(国民健康保険の資格異動)など
- ただし、次の業務はお取り扱いできません
- ・市税にかかる証明書発行
 - ・自動車臨時運行許可事務
 - ・転入届のうち転出地市区町村でマイナンバーカード(個人番号)

天王寺区将来ビジョン(案) ご意見をお聞かせください。

新しい「天王寺区将来ビジョン」の策定にあたり、パブリック・コメントを実施し、ご意見を募集しています。

問合せ先まで持参または送付・ファックス・メールでお寄せください。

※「天王寺区将来ビジョン(案)」は区役所1階区民情報コーナーで配布するほか、区ホームページ(<http://www.city.osaka.lg.jp/tennoji/page/0000391342.html>)に掲載しています。



西山区長

天王寺区 将来ビジョンとは?

「安全・安心で住んで良かったと思える天王寺区」の実現に向けて、区のめざすべき将来像と施策展開の方向性を示したものです。

問事業戦略室(PDCA) ☎6774-9910 FAX6772-4904

カード)等を利用した転出の届出をした場合

問「住民票の届出、マイナンバーカード(個人番号カード)など」

窓口サービス課(住民登録)

☎6774-9963

「戸籍の届出など」

窓口サービス課(戸籍)

☎6774-9961

「国民健康保険の手続き」

窓口サービス課(保険年金)

☎6774-9956

国民健康保険の届出をお忘れなく

就職などで国民健康保険を脱退されるときや、退職などで国民健康保険へ加入されるときは、その事実の発生したときから14日以内に区役所へ届出が必要です。加入や脱退の手続きが自動的に行われることはありませんので、必ず届け出てください。

なお、加入の届出が遅れた場合は、加入しなければならぬ事実が発生したときまで最長2年間遡って保険料を納めていただきますが、やむを得ない理由がない

限り、遡って給付を受けることはできません。

問窓口サービス課(保険年金)

☎6774-9956

¥ なんば市税事務所

浪速区湊町1-4-1 OCAT5階

☎4397-2948(代表)

FAX4397-2905

個人市・府民税の申告は3月15日(水)までお願いいたします

申告期限までに、なんば市税事務所へ送付または窓口へ持参によりご提出ください。なお、区役所でも臨時申告会場を開設し、申告の受付を行っています。

前年中(平成28年1月1日～12月31日)に所得がなかった方や個人市・府民税が非課税となる方でも、次の方は申告が必要です。ただし、所得税の確定(還付)申告をされる方は不要です。

・国民健康保険、公営住宅、福祉・教育関係の各制度などにおいて所得の申告が必要な場合

・課税(所得)証明書が必要な場合など

問市民税等グループ個人市民税担当

☎4397-2953

固定資産税(土地・家屋)の縦覧を行います

区内に土地または家屋をお持ちの方は、なんば市税事務所で、土地または家屋の平成29年度の価格等を記載した縦覧帳簿(所有資産の所在する区の縦覧帳簿に限る)を縦覧できます。

日時／4月3日(月)～5月1日(月)

9時～17時30分(土・日・曜日は祝日を除く。金曜日は19時まで)

場所／なんば市税事務所4階窓口

※区役所での縦覧はできません

持置物／本人確認ができるもの(運転免許証など)、または納税通知書

※代理人の場合は委任状が必要

問固定資産税グループ

☎4397-2957(土地)

☎4397-2958(家屋)

¥ 天王寺税務署

堂ヶ芝2-11-25

☎6772-1281

平成28年分確定申告等の期限にご注意ください

個人の方で、国税の申告等により納付すべき税額がある方の申告書提出、納付の期限は次のとおりです。

■申告所得税及び復興特別所得税
申告・法定納期限：3月15日(水)
振替日：4月20日(木)

■贈与税
申告・法定納期限：3月15日(水)
振替日：4月20日(木)

■消費税及び地方消費税
申告・法定納期限：3月31日(金)
振替日：4月25日(火)

※申告書の提出後に、税務署から、納付書の送付や納税通知等のお知らせはありません。

？ 今月の各種無料相談会

一日曜法律相談

日時／3月26日(日)

9時30分～13時30分

場所／平野区役所

(平野区背戸口3-8-19)

対象／市内在住の方

定員／16組(申込先着順)

相談時間／1組30分以内

予約受付日時／

3月23日(木)、24日(金)

9時30分～12時

予約専用電話／

☎6208-8805

■ナイター法律相談

日時／3月14日(火)18時～21時

(受付は20時まで)

場所／北区民センター

(北区扇町2-1-27)

対象／市内在住の方

定員／40組

※受付開始時の来場者で相談順を抽選し、以降先着順。定員超過時は、抽選で相談できない場合があります。

相談時間／1組30分以内

問大阪市総合コールセンター「なにわコール」

☎4301-7285

年中無休、8時～21時

区役所で行う無料相談

対象／市内在住の方

相談時間／1組30分以内

広告募集中

詳しくは、天王寺区ホームページをご覧ください。
<http://www.city.osaka.lg.jp/tennoji/>